

第15章 災害時における金融に関する措置

I 総論

政府は、災害対策基本法により社会秩序の維持、公共の福祉の確保等の目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされており、金融庁においても、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置等について、機を逸せず必要と認められる範囲内で要請を行うこととしている。

II 災害への対応

1. 当局の対応

(1) 三宅島の火山活動、神津島近海地震及び新島近海地震への対応

東京都の三宅島の雄山は、平成12年6月26日午後から火山活動によると見られる有感地震が観測され、同26日に三宅島の阿古地区、坪田地区、三池地区において避難勧告が出されるに至った。この事態を踏まえ、同日、当庁としては、関係民間金融機関・金融団体に対し、状況に応じ、緊急時の融資について、貸出審査手続の簡便化や貸出の迅速化等の措置や、預金の払戻及び中途解約について避難住民等の利便を図る等の金融上の諸措置を講じるよう関東財務局を通じて口頭にて要請を行った。

翌27日には、東京財務事務所と日本銀行考査局の連名にて、改めて「三宅島異変に伴う金融上の措置について（要請）」（資料15-1参照）をもって関係金融団体に対し、文書を発出し、要請を行った。

また、三宅島周辺の神津島近海、新島近海において平成12年7月1日午後、7月15日午前に地震が発生し、東京都より災害救助法の適用に至ったため、東京財務事務所と日本銀行考査局の連名にて、それぞれ、7月4日、7月19日に関係金融団体に対し、引き続き適切な措置を講じるよう口頭にて要請を行った。

(2) 埼玉県与野市の台風3号による大雨被害への対応

平成12年7月7日午前から翌8日午前までにおける台風3号の大雨に伴う被害により、同8日、与野市に対し災害救助法が適用され、7月10日に、関東財務局と日本銀行考査局の連名にて、「埼玉県与野市の台風3号による大雨被害に伴う金融上の措置について（要請）」（資料15-2参照）をもって関係金融団体に対し文書にて要請を行った。

(3) 東海地区における豪雨災害への対応

平成12年9月11日から翌12日にかけての豪雨被害により、愛知県内において、同日以降、名古屋市外五市十町に対し、岐阜県内は14日に上矢作町に、対して災害救助法が適用され、それぞれ、東海財務局と日本銀行名古屋支店の連名、岐阜財務事務所と日本銀行名古屋支店の連名にて、「豪雨災害に伴う金融上の措置について（要請）」（資料15-3参照）をもって関係金融団体に対し、文書を発出し、要請を行った。

(4) 平成12年鳥取県西部地震への対応

平成12年10月6日午後、鳥取県西部を震源とする地震発生に伴い、鳥取県内は同日以降、米子市外一市三町に対し、島根県内は10日に安来市、能義郡伯太町に対し、災害救助法が適用され（災害救助法の適用は10月6日に遡って適用）、それぞれ、鳥取財務事務所と日本銀行松江支店の連名、松江財務事務所と日本銀行松江支店の連名にて、「平成12年鳥取県西部地震に伴う金融上の措置について（要請）」（資料15-4参照）をもって関係金融団体に対し、文書を発出し、要請を行った。

2. 民間金融機関が取った金融上の措置

当局の要請を踏まえ、災害救助法適用地域に店舗を有する民間金融機関においては、預金の払戻については、実情に則する簡易な確認方法をもって被災者の預金払戻の利便を図る等の措置、手形交換に関する特別措置等の金融上の諸措置を速やかに実施した。